

資料 2

海陽町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

令和 7 年 1 月 2 4 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、海陽町地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第 16 条の規定に基づき、海陽町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 協議会の予算は、国及び地方公共団体からの負担金又は補助金並びに繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既決予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 4 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、海陽町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに協議会に報告しなければならない。

（予算区分）

第 5 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第 6 条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、適正に管理しなければならない。

（協議会出納員）

第 7 条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務手続きについて、適正に処理し

なければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、海陽町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、予算整理簿のほか必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第15条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月24日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 国補助金
		2 県補助金
		3 町補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費